

令和5年11月9日

知立市長 林 郁夫 様

知立市特別職報酬等審議会

会長 

議員、市長、副市長及び教育長の報酬等及び議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬について（答申）

本審議会は、令和5年11月9日に市長から「議員、市長、副市長及び教育長の報酬等について」及び「議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬について」の諮問を受け、同日会議を開催し慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

## 1 議員、市長、副市長及び教育長の報酬等について

### (1) 審議結果

議員、市長、副市長及び教育長の報酬等いずれも0.3%引上げ、改定後の報酬月額を令和6年4月から以下のとおり改定する。

議長	月額	497,000円	(1,000円の増額)
副議長	月額	427,000円	(1,000円の増額)
委員長	月額	417,000円	(新設)
議員	月額	406,000円	(1,000円の増額)
市長	月額	934,000円	(3,000円の増額)
副市長	月額	774,000円	(2,000円の増額)
教育長	月額	701,000円	(2,000円の増額)

### (2) 理由

理由書のとおり

## 2 議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について

### (1) 審議結果

以下のとおり改定する。

【令和5年度分】

現行月数	改定月数	増額月数
------	------	------

12月期支給割合	1.650月	→	1.750月	0.100月
----------	--------	---	--------	--------

【令和6年度以降分】

	現行月数	改定月数	増減額月数
6月期支給割合	1.650月	→ 1.700月	0.050月
12月期支給割合	1.750月	→ 1.700月	△0.050月

(2) 理由

理由書のとおり

3 議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬について

(1) 審議結果

委員長報酬を令和6年4月から新たに設け、その対象は、企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長とし、その月額はいずれも417,000円とする。

(2) 理由

理由書のとおり

## 理　　由　　書

議員、市長、副市長及び教育長の報酬等及び議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬について

審議にあたっては、各委員の独立、自由な発言を確保し、県下他都市の実態、人事院勧告を基に検討を重ねた結果、全委員の意見一致のもと(1)、(2)及び(3)の結論を得ました。

なお、市議会議員、市長、副市長及び教育長には、今後も知立市を取り巻く諸問題、社会経済情勢等を深く認識し、市民の代表として、また行政の最高責任者としてその職責の重要性を十分自覚され、一層努力していただくことを切に望みます。

### (1) 議員の報酬額の考え方について

議員の報酬は、常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の給料とはその性格を異にしますが、議員活動は、議会開催中はもちろんのこと日常においても市民の代表として多くの課題に積極的に対処することが求められ、多様化する市民ニーズに的確に応えるため、専門知識の研鑽の必要性が指摘されています。

県下の中でも知立市の議員報酬額は低いところにあり、議員活動を展開するための経済的な代償としての報酬としては決して高いものではないということも考慮する必要があります。

アフターコロナにおける社会経済活動の活性化や制度の見直し、人口減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、議員に求められる役割や業務量はますます大きくなっていること、そして報酬等の額の決定に参考としている国家公務員の指定職の俸給表について引上げ改定があったことから、今回は、0.3%引上げという判断に至りました。

### (2) 市長、副市長及び教育長の給料額の考え方について

市長、副市長及び教育長常勤の特別職は、行政をつかさどる最高責任者として、市民生活の安定と福祉の向上を目指し、多種多様の行政需要を的確に判断し、効率よく執行する責務は極めて重大なものであり、地方分権が進む中で益々その職責は拡大の一途をたどっています。

県下の中でも知立市の市長、副市長及び教育長の常勤特別職の給料額は、比較的低いところにあり、決して高いものではないということも言えます。

アフターコロナにおける社会経済活動の活性化や制度の見直し、人口

減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、市民生活を守り、安心安全を確保するためにも、特別職に求められる役割や業務量はますます大きくなっていること、そして報酬等の額の決定に参考としている国家公務員の指定職の俸給表について引上げ改定があったことから、今回は、0.3%引上げという判断に至りました。

また、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について今回の審議会で確認を行いました。

令和5年8月7日の人事院勧告にて、民間のボーナス支給状況を反映し、国の指定職の勤勉手当について、0.10月分引き上げる勧告がありました。

こうした情勢を考慮し、議員、市長、副市長及び教育長に支給される期末手当は、国の指定職職員の期末・勤勉手当に準じて改定することが妥当との結論に至りました。

### (3) 議会の企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長の報酬額の考え方について

議員の報酬の考え方については、先に述べたとおりですが、企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長は、更に従来から行っている委員会の運営や委員長報告、行政視察の実施に係るリーダーシップの発揮や、議会報告会での委員会の取りまとめと対応に加え、近年では政策提言を取りまとめ市長へ提言するなど、その職責はますます重くなっている。よって、この度、企画文教委員会、市民福祉委員会及び建設水道委員会の委員長を対象に委員長報酬を創設し、その額はバランスを勘案し、議長及び副議長以外の議員の報酬額に、副議長の報酬と議長及び副議長以外の議員の報酬額との差額の二分の一を加えた額とすることが妥当との結論に至りました。